



送りつけ商売にご注意を!!

<質問>

自宅に一人でいるとき、海産物購入の勧誘電話がかかってきました。以前、知人が注文した海産物が届いたことがあり、今回もその業者かと思って話を聞いたところ、勧誘電話とわかり「困ります」と電話を切りました。

ところが昨日、業者から「クール便で力二を送った」と電話がありました。代引配達のようですが、どのように対処すればよいのでしょうか？

<回答>

代引配達で商品が届いても、消費者が購入の申し込みや承諾をしていなければ契約は成立しません。支払ってしまった代金は取り戻せなくなる場合があるので、商品の受け取りや代金の支払いには応じないようにしましょう。

もしも、一方的に送りつけられた商品を受け取ってしまっても、開封せず所定の期間保管すれば、その後は自由に処分できます。また、電話勧誘があり、購入することに同意してしまった場合も、契約書面を受け取った日から8日間は「クーリング・オフ」をすることができます。



不審に思ったときは、警察や消費生活総合センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188(いやや)
消費生活総合センター ☎256-0800

高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎ 075(801)1384 FAX 075(801)1385